

寒川町随意契約締結の公表に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、契約事務の透明性を確保するため、本町が締結しようとする又は締結した随意契約（以下「随意契約」という。）の公表の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(随意契約しようとするものの公表)

第2条 事業主管課長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を財政課長に報告しなければならない。また、報告した事項に変更があったときも、同様とする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- (2) 契約を締結する時期
- (3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (4) 契約の申込方法

2 財政課長は、前項の規定により事業主管課長から報告を受けた事項を、寒川町ホームページ上で公表しなければならない。

(随意契約締結結果の公表)

第3条 事業主管課長は、次の各号に掲げる随意契約を締結したときは、速やかに次項に掲げる事項を財政課長に報告しなければならない。

- (1) 契約金額が200万円を超える工事又は製造の請負
- (2) 契約金額が150万円を超える財産の買入れ
- (3) 契約金額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 契約金額が50万円を超える財産の売払い
- (5) 契約金額が30万円を超える物件の貸付け
- (6) 前各号に掲げる以外のもので契約金額が100万円を超えるもの
- (7) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づくもの

2 前項の事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約案件名
- (2) 事業主管課等の名称及び連絡先
- (3) 契約締結日
- (4) 契約の相手方の名称及び所在地
- (5) 契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由

3 財政課長は、前2項の規定により事業主管課長から報告を受けた事項を、寒川町ホームページ上で公表しなければならない。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、公表日の翌日から起算して6月が経過する日までの間とする。

(適用除外)

第6条 寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号）第5条に規定す

る非公開情報については、第2条及び第3条の規定に関わらず公表しないものとする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。